

ISO14001 の中止に伴う法規制等の点検評価機能の 沖縄県環境保全率先実行計画への組み入れについて

1. 経緯

今般、全庁を挙げて新型コロナウイルス感染症対策に取り組む中、職員の負担軽減を図るため、ISO14001 を中止とした。

(令和3年11月5日付 環再第262号 全庁舎所属課長宛通知)

ISO で実施してきた機能を維持・拡大するため「環境法令順守に関する点検・評価(進行管理)機能」を沖縄県環境保全率先実行計画(以下、「率先実行計画」という。)に組み入れ、全庁組織を対象に、令和4年度から沖縄県独自の環境マネジメントを実施する。

別紙2-2「沖縄県環境マネジメントシステムの概要」を参照。

2. 点検・評価の実施方法

従来の率先実行計画の調査項目に法規制等点検項目を加え、各部局主管課でとりまとめの上、提出していただく。(依頼:毎年:4月中旬、回答期限:毎年5月下旬頃)

各所属において県の事務事業に適用される法規制について(庁舎管理に係る法規制に限る)ととりまとめた別紙2-3(法規制等点検簿)に法規制順守状況について点検の結果を記載する。

点検の結果、改善すべき事項があった場合は、別紙2-4(改善事項管理表)に改善方法や改善後の対応等についても記載する。

前年度の改善事項に関して、翌年度以降に改善完了が持ち越しとなった場合は、その改善方法等についても別紙2-4に記載するものとする。

3. 評価(進行管理)の方法

従来の率先実行計画と同様に環境基本計画推進会議(幹事会)に点検結果について報告し、評価(進行管理)する。

4. 率先実行計画への組み入れ時期

上記の点検・評価(進行管理)について、令和4年度は試行期間とし、試験運用した上で、令和5年度以降、率先実行計画に組み入れ、本格運用していく。(令和5年度以降、率先実行計画の改定を行う。)